

# 平成 30 年度第 1 回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会

## 議事録

日時：平成 30 年 8 月 29 日（水）15:05～16:45

場所：TKP 札幌ホワイティビルカンファレンスセンター ホール 2B

## 1 開会

### ○山根主幹

それでは、御案内のお時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度第 1 回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会を開会いたします。私は農政部農政課の山根と申します。よろしく願いいたします。開会に当たりまして、主要農作物種子生産部会の部会長であります、柳村部会長から、御挨拶を頂きます。

## 2 挨拶

### ○柳村部会長

皆さん、今日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は本部会の部会長を務めることとなりました北海道大学の柳村でございます。どうぞよろしく願いいたします。委員の皆様方につきましては、部会への参加を御承諾いただきまして本当にありがとうございます。

これまでの経過について若干御説明を申し上げます。本年 4 月 1 日付けで主要農作物種子法が廃止となりました。北海道は優良な種子の安定生産、供給に向けて条例制定に取り組むこととなりました。先ほど農業・農村振興審議会がもたれまして、条例案について調査・審議を付託するために、本部会を設置したところでございます。種子は農業生産の根幹となるものであって、優良な種子の安定生産、供給は北海道農業の発展にとって非常に重要である、これは言うまでもありません。この種子法の廃止、そして今回の北海道における種子の条例制定の動きにつきましては、本日の北海道新聞の朝刊にも一面で取り上げられておりますように、多くの関心を集めております。種子に関しては、主要農作物種子法だけではなくて、種苗法も関係してございまして、全体の構造は非常に複雑になっております。正しい理解がされていないところもあります。本部会におきましては、現状を正確に把握し、議論していきたいと思っておりますけれども、そのことは詳しい情報を道民の皆様にも発信していくことにもつながると考えております。その上でこの条例を作りまして、本道の実態に即して、かつ本道農業の持続的発展に資する内容になるように、各分野の有識者であります皆様方の議論によって、良いものにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

### ○山根主幹

ありがとうございました。次に、北海道農政部長の梶田より御挨拶申し上げます。

### ○梶田農政部長

ただ今御紹介にあずかりました、道庁農政部長の梶田でございます。まず最初に、と

でもお忙しい中、部会に御出席いただきまして、各位に心よりお礼を申し上げたいと思っております。部会の設置に当たりましては、先ほど部会長の方からお話もございましたとおり、審議会におきましても、条例制定に向けた様々な意見が出されたところがございます。北海道は農業を基幹産業としている以上、その農業をしっかりと育てていく観点からも、その原点となります種のことにつきまして、やはりしっかりした枠組みと担保をとった上で、生産者、それは生産物を利用される方々も含めて、安心できるような仕組みを取り入れていけたらなと私どもは思っているところでございます。

当面、今年度につきましては、法が廃止されても現場に混乱が起きることのないよう予算措置をし、今年度の種の生産については進めておりますけれども、今後どうするのか、将来に向けてどうするのか、という課題が残っております。従いまして、このことにつきましては、私どもも様々な議論を進めて参りましたが、道議会の方で知事の方から条例を作るということでの考えを示されましたので、私ども事務方で作業を進め、その内容について、道民の皆様にはしっかり御理解がいただけるよう、審議会そして本日の部会を通じて、内容をいろいろと調査・検討、そして御審議していただければと思っております。

本日は大変短い時間ではございますけれども、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を頂ければと思っております。よろしくお願いたします。

### 3 委員の出席状況報告

#### ○山根主幹

次に、委員の出席状況についてであります。本日の会議につきましては、主要農作物種子生産部会委員8名のうち、7名の委員が出席されておりますので、北海道農業・農村振興条例第33条第2項の規定により、本審議会部会が成立していることを御報告申し上げます。

### 4 委員紹介

#### ○山根主幹

続きまして、本日は最初の会合でございますので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。始めに、審議会委員の方から御紹介いたします。小野寺俊幸委員でございます。

#### ○小野寺委員

中央会の小野寺です。どうぞよろしくお願いたします。

#### ○山根主幹

小野寺委員は常呂町農業協同組合の会長理事で北海道農業協同組合中央会副会長をされています。続きまして、川端美枝委員でございます。

#### ○川端委員

よろしくお願いたします。

○山根主幹

川端委員は有限会社フードアトラス代表取締役をされています。続きまして、吉村俊子委員でございます。

○吉村委員

皆さん、こんにちは。私は美唄で米と麦と大豆を作っています。よろしくお願いいたします。

○山根主幹

吉村委員は北海道指導農業士協会顧問をされています。次に特別委員の方々を御紹介いたします。始めに貴島祐治委員でございます。

○貴島委員

貴島です。北海道大学農学部農学研究院で育種学を教えております。よろしくお願いいたします。

○山根主幹

貴島委員はただ今御紹介がありましたとおり、北海道大学大学院農学研究院育種工学分野植物育種学研究室で教授をされています。続きまして、今井政行委員でございます。

○今井委員

北海道農産物集荷協同組合の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根主幹

今井委員は北海道農産物集荷協同組合で事務局長兼業務部部長をされています。続きまして、大西晃靖委員でございます。

○大西委員

北海道米麦改良協会におります大西でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○山根主幹

大西委員は一般社団法人北海道米麦改良協会専務理事をされています。続きまして、山田勝利委員でございますが、山田委員におかれましては、御都合により、本日は欠席されています。山田委員はホクレン農業協同組合連合会で種苗園芸部長をされています。

また、「北海道農業・農村振興審議会の運営について」の第1の(2)のイの規定に基づきまして、審議会副会長であります堂地修委員に御出席いただいております。

○堂地副会長

堂地でございます。よろしくお願いいたします。

○山根主幹

堂地委員は酪農学園大学農食環境学群で教授をされています。続きまして、農政部長から本日出席しております幹部職員の紹介をいたします。

## 5 幹部職員紹介

### ○梶田農政部長

それでは私の方から職員の方を紹介させていただきます。まずは、次長の青木でございます。

### ○青木農政部次長

よろしくお願いたします。

### ○梶田農政部長

続きまして生産振興局長の宮田でございます。

### ○宮田生産振興局長

よろしくお願いたします。

### ○梶田農政部長

続きまして技術支援担当局長の秋元でございます。

### ○秋元技術支援担当局長

よろしくお願いたします。

### ○梶田農政部長

今日は、試験研究ということが大変重要でございますので、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部の竹内本部長に御出席いただいております。

### ○竹内農業研究本部長

よろしくお願いたします。

### ○梶田農政部長

以上でございます。

## 6 議題

### ○山根主幹

それでは早速議事に入りますが、ここからの議事進行は柳村部会長にお願いいたします。

### ○柳村部会長

それでは早速議事を進めてまいります。本部会には、先ほどの審議会において、「主要農作物の種子生産に関する条例」について調査・審議が求められています。

なお、本日の議事は概ね 16 時 50 分に終了したいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。それでは議題について説明をお願いいたします。

## ○山野寺農産振興課長

農政部農産振興課の山野寺でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料の方は、資料 1 の「検討スケジュール」、資料 2 の「条例骨子案について」、参考資料の「主要農作物の種子生産をめぐる情勢について」の 3 点用意させていただいております。本日は担当の方からも御案内があったとおり、本部会の開催に先立ちまして、北海道農業・農村振興審議会が開催されております。その中で、今用意しております参考資料「主要農作物の種子生産をめぐる情勢について」につきまして、説明をいたしました。部会に出席の半数の方はお聞きになっていると思うんですけど、まだお聞きになっていらっしゃる方もいますので、極めて簡単ですが、参考資料の方から説明をさせていただきます。

表紙につきましては、説明する項目を列記してございまして、1 ページ目につきましては、戦後の北海道農業のあゆみという、上段の方に年表、それから下段にその時々の農業の情勢を、種子に関する事項を踏まえながら記載してございます。例えばでございますが、食料増産への対応ということで、品種の育成に当たりまして、寒さに強い品種を主眼に行われているということでございまして、年表を見ますと、昭和 27 年に主要農作物種子法が制定されてございます。その後ですね、米の生産調整が始まってその対応を求められたり、国の基本法ができて施行されて、新たな農政への対応など、その時々の時代の変化、要請に合わせまして北海道の気象条件に合った品種が作られてまいりました。後ほどお目通しいただければと思います。

2 ページ目にはですね、道内で栽培されております主要農作物の主なものを参考として整理してございます。米 21 品種、小麦 7 品種、大豆 20 品種でございますが、表の一番下のマルにあるとおり、本道の気象条件の中で需要に対応した生産を図る上から農場試験場において数々の品種が開発されまして、地域では品種の特性を活かした栽培を通じまして市場ニーズに応じた産地形成に取り組んでいるところであります。

また、3 ページからは種子生産の現状等を整理してございますが、後ほど、資料 2 の方で同じ説明をしますので、省略させていただきます。

4 ページに進んでいただきまして、(2) として北海道における品種開発と種子生産ということで、品種開発の部分につきましては、(ア) の部分でございますが、記載してございまして、品種開発は主に道総研農業試験場が業務方法書や中長期計画に基づき、北海道においては実施してございます。(イ) の種子の生産の方は、後ほど資料 2 の方でまた説明しますので、省略させていただきます。

5 ページには 3 の主要農作物種子法の目的と仕組みについてでございます。この部分はポイントとなる部分ですので重ねての説明となりますが、説明させていただきます。まず、この法律は戦後の食料増産という国家的要請を背景に、国、都道府県が主導しまして、優良な種子の生産・普及を進める必要があるという観点から昭和 27 年に制定されてございます。この法律では、主要農作物、稲、麦、大豆につきまして、優良な種子の

生産及び普及を促進するため、種子の生産等について都道府県により行われることとされており、品種開発から生産・販売がございす中で、品種開発については、法廃止によっても変わらずに行われております。変わったのは、主要農作物種子法の部分が変わりまして、種子法で何が義務付けられていたのかと言いますと、都道府県で優良な品種を決定しなさいということ、その次、優良な品種について原種及び原原種の生産を行いなさいということ、行った生産についてはほ場審査・生産物検査を行いなさいということ、こういった義務付けが30年4月になって無くなったということでございます。

4番目に種子法廃止までの経過を整理してございます。ここも簡単に省略しながら説明させていただきますが、まずは規制改革推進会議の提言がありまして、これを受けまして、(2)の農業競争力強化プログラムが28年の11月に取りまとめられまして、農業に関する生産資材価格の引き下げなどに取り組むとしました。種子につきましては、⑩にございすとおりの、戦略物資である種子・種苗については、国は民間活用を最大限に活用した開発・供給体制を構築する、そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している種子法を廃止するための法整備を進めると位置付けられまして、(3)にございすとおりの、国会で審議され、その審議に当たっては附帯決議がなされたというような状況でございます。

7ページに進んでいただきまして、この種子法の廃止を受けまして、各県がどのような対応をしたかということでございますが、(1)では条例を制定した県が3県、それから(2)では北海道を含め要綱等を整備して自県で生産しているところが40県。あるいは他団体に移管したところが3県ということで、それぞれの県の種子生産の実情に応じた対応がなされたところでございます。

次に道の対応についてでございますが、(1)の検討の経過でございますが、道では昨年の4月に今後の種子生産の在り方を検討するために、種子協議会の下に「種子の在り方検討部会」を設けまして、これまで10回にわたり様々な議論を深めてきたところでございます。(2)の廃止後の対応につきましては、昨年7月に一定の取りまとめを行いまして、対応方向や課題を明確化しまして、今年度30年度は現行体制を継続するという事として、そこに記載してありますア～エに関するこれまで種子法に定められていた事項など引き続き道が実施するという事にしました。また、生産の継続に向けて、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種生産の在り方ですとか、原原種の適正な備蓄・保管に向けた調整など今後も引き続き取組を進めていくこととしてございます。そして一番下の段にございすとおりの、本年4月、法が廃止して以降も、30年度においては、現行の種子生産・審査体制を継続できるよう、必要な予算を措置するとともに、要綱等を整理してございます。(3)道の今後の対応方向にございす。来年度以降における主要農作物の種子生産については本道における種子生産に関する課題解決への的確な対応や、道、農業団体、生産者等の役割と責任の明確化など、その根拠となる条例の制定に取り組むことといたしたところでございます。なお、条例の制定については、北海道農業・農村振興審議会の下に部会を設置して検討をしていく必要があるということで1の条例の内容につきましては、後ほど資料の中で詳しく御議論、御説明させていただきますので、省略いたします。(2)は今回の部会の設置ということでございます。

(3)のスケジュールにつきましてもこの後御説明しますので、省略いたします。

一点だけですね、9ページ以降は参考資料になるんですが、種子生産に当たっての課題、ここだけ説明させていただきますが、種子生産の現場からは円滑な生産のために増

殖対象品種の整理、そこにございますとおり、全部で主要農作物で 50 品種ございまして、その整理を求める声などがあると、コンタミをするだとか、少量品種を作付けしていくのがなかなか大変であるとか、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種などについては、地域に原種・原原種などの種子の生産を任せる方向で取り進めるとして、地域で生産していくことについて調整を進めていただきますとか。滝川にあります道総研遺伝資源部の保管・原原種の備蓄庫であります。築 21 年経ちまして、温度管理や作業スペースなども課題があります。今回の条例の検討に当たりましては、こういった課題の解決に向けた検討も含めながら進めていくこととしたいと考えてございいます。

ここまでの参考資料の説明を終わらせていただきまして、本体資料のまず資料 1 「条例の検討スケジュール」についてでございます。まず、本日のこの審議会に先立ちまして、8 月の 20 日から 24 日にかけて、種子関係者等との現地意見交換を道内 5 カ所で行わせていただきました。そして、本日 8 月 29 日に農業・農村審議会第 1 回部会を開催いたしまして、条例への骨子案につきまして調査・審議していただきたいと思っております。9 月 11 日からは道議会のほうでは、第 3 回の定例道議会が開催されまして、条例の骨子案について道議会の場で御議論をいただきます。それらを踏まえまして、10 月上旬に農業・農村審議会の第 2 回の部会を開催いたしまして、条例の素案につきまして調査・審議いただきます。これと並行しまして、条例素案につきまして、パブリックコメント、民間の方に意見聴取を実施し、また 4 定の道議会で議論を伺うと考えております。それらを踏まえまして、条例案を取りまとめまして、12 月中旬でございいますが、農業・農村審議会の第 3 回の部会を開催し、条例案につきまして調査・審議をいただきたいと考えてございいます。スケジュールとしましては、こういういったところでございいます。

次、資料 2 につきましては、条例の骨子案について記載してございいます。1 ページには表紙的な位置付けで骨子案の構成を列記してございいます。1 の目的から始まりまして、2 では種子生産者及び関係機関の団体についてなど、それから 3 (1) 優良な品種の認定、(2) 北海道優良品種認定審議会の設置、(3) 知的財産の保護、といたしまして、4 では種子の生産部分に関わることでございまして、種子計画の策定、5 原種及び原原種の生産、6 ほ場審査及び生産物審査の実施、最後 7 として財政上の措置という中身を考慮してございいます。この項目ごとに、どういう背景でこういう項目を設置したのか、ということについて引き続き説明いたします。

2 ページは、1 条例の目的ということでございいます。ここに消費者の方々に食料を安定的に供給していくため、主要農作物、稲、麦、大豆の優良な種子の安定的な生産及び円滑な普及における道や種子関係者、関係機関・団体の役割や責務を明らかにすることとともに、主要農作物の生産性の向上及び品質の確保を実現しまして、本道農業の持続的発展に寄与することを目的としてはどうかと考えてございいます。下にある図につきましては、主要農作物の重要性につきまして、例えば耕地面積のうち、稲・麦・大豆の主要農作物の占める割合は全体の 63%。また、道総研の遺伝資源部で遺伝資源を保存しているものにつきましては、稲、麦、そしてこれは大豆以外の豆類も入っておりますが 85% も占めているということで、重要な作物であるということを示してございいます。

次、3 ページ目、条例の目的のもう一つということで、先ほども触れさせていただきましたが、種子法の廃止の趣旨を踏まえまして、これまでの意見等で明らかとなりました、種子生産に関する課題、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種

の生産の在り方や、原原種の適正な保管・備蓄に向けた調整などの解決に向けまして、またさらに食料の安定供給、地域経済を支える北海道農業の果たす役割をさらに高めていく内容とするよう検討を進めていくことが必要ではないかと考えさせていただいたということでございます。下の方には廃止された種子法の概要を記載してございます。先ほども御説明しましたが、もう一度廃止の趣旨のところだけおさらいしたいと思います。廃止の趣旨につきましては、国は種子・種苗については民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するとし、地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している種子法を廃止したということでございます。廃止されましたのは、都道府県による優良品種を決定するための試験、原種及び原原種の実産、生産物の審査など、こういうことの義務付けが無くなったということでございます。

4 ページ、廃止となりました種子法と種苗法、その役割をポンチ絵で示して、種子法が廃止になってこういう絵姿になりましたよ、と御理解いただきたいなと思っております。これまでの種苗法は、品種開発の部分におきまして育成者権を与えて新品種の保護を図っていくと、品種開発の部分で役割を果たしていく。もう一点は販売の部分でございませぬ。販売に際して必要事項の表示を定め、種苗の流通の円滑化を図るということが目的となっております。この部分は先般、雪印種苗の件でいろいろな話題となった事項でもございます。今回の種子法の廃止を受けまして、種子法にありました、赤で書かれておりますほ場審査・生産物審査などは種苗法の方に移行します。種苗法の中に、稲・麦・大豆の品質を確保するために、生産等に関する基準、これが追加されました。これまでは野菜の基準が種苗法にございましたが、稲・麦・大豆については、主要農作物種子法がございましたので、種苗法に入っておりませんが、ここに入って来たということと、その基準の確認、守っているかどうかの品質の確認につきましては都道府県に義務付けがなされたということでございます。これが種子法と種苗法の関係ということになります。

5 ページには参考として、北海道におけます種子の実産から販売までの流れを作物別に整理させていただきます。まずは主要農作物、稲・麦・大豆につきましては、原原種・原種は道からホクレン、あるいは原種については農協等に委託して道が作っております。採種については、ほ場を指定して農協に作っていただいて販売となります。それから、主要畑作物、小豆、それからいんげん、そばなどにつきましては、これは道がというよりは民間で整備・生産されておまして、原原種につきましては、ホクレン・特産種苗協会・十勝農協連、それから原種としてはホクレン・特産種苗協会・十勝農協連、採種については農協が行っています。馬鈴しょにつきましては、ちょっと変わってございまして、原原種につきましては、国の機関でした種苗管理センターが原原種を作っておりまして、原種をホクレン・特産種苗協会、採種を農協。てん菜・野菜については主に企業で行われるということで、作物別にそれぞれの特性を踏まえて、いろいろな生産の仕方がなされています。このため、この条例につきましては、種子法の廃止によりまして、種子生産の役割と責任が不明確になった、赤で囲った部分の主要農作物の種子生産に関するものとしてはどうかと考へているところでございます。

次6 ページ目になります。道、種子生産者及び関係機関団体の責務ということでございます。下の図の中で、北海道における主要農作物の種子生産に関する実施体制ということで、品種開発の後、優良品種を決定するための試験につきましては、道総研が農業者と委託契約を結びながら、普及センターや農業者、あるいは様々な機関が関わりながら奨励品種を決定するための試験を行う。その試験結果に基づいて優良な品種の認定を



行い、認定された品種については、4年以上の種子計画の策定を行っていくと、このような流れでございます。種子生産の主体はですね先ほども説明しましたが、道が原原種についてはホクレンに、原種については水稻採種組合等に委託、採種についてはJAが実施ということでございますし、課題の解決の部分で申し上げましたが、地域で原種・原原種などの生産を担う場合も想定してございます。また、種子の審査の実施ということで、種子審査については道普及センター、それから道総研、JAにも審査補助員となって役割を果たしてもらっているところでございます。このために、様々な機関が種子生産のために役割を果たしてくれていることで、新たな条例の制定に当たっては、JAグループなどの民間活力を最大限に活用するといった法廃止の趣旨を踏まえて、これを種子生産者及び関係機関・団体の役割と責任の明確化の下、安定供給に向けさらに前に進めていくことが必要であるということから、それぞれの責務を明記してはどうだろうかと考えたところでございます。

次7ページ目につきましては、優良の品種の認定でございます。右側に優良な品種の認定の流れを示してございますが、これまでどおりのやり方で、この条例の中にきちんと位置づけて運用していきたいなと考えてございます。

8ページ目は(2)として、北海道優良品種認定審議会の設置ということでございます。今もこの資料にございますとおり、有識者会議という形で優良品種認定を審議いただいておりますが、優良品種の認定につきましては、種子法廃止の趣旨も踏まえまして、民間事業者を含む新たな開発品種については、今後も公平性を一層確保して多様な見地からの意見を考慮した上で、北海道の発展に資するよう行う必要があるということで、知事の附属機関として審議会を設置してはどうかと考えてございます。

9ページ目に進ませていただきまして、知的財産の保護ということでございます。主要農作物の優良品種は重要な知的財産ということでございますので、道と道総研等が連携しながら、保護に努める規定を設けてはどうかと考えてございます。具体的には、国内におきましては、種苗法に基づく品種登録を行った品種はその権利が保護されますし、海外においては、我が国で育成された品種の流出が見られたということでございますので、必要に応じて海外品種登録を推進するというところでございます。また、一部で先ほどの本体審議会でも掲げられましたが、懸念が指摘されます遺伝資源の外部への流出につきましては、道総研の場合は、要領に基づきまして、使用目的や提供先を試験研究用途に限定する、かつ、第三者への譲渡や使用を禁止する措置をとってございます。

10ページにつきましては、種子計画の策定ということでございます。種子の増殖につきましては、育種家種子から始まりまして、原原種、原種、採種と段階を経て、一般栽培まで4年かかるということで、きちんとした需要に応じた計画を作物別、品目ごとに面積を作っていく必要があると考えてございます。

次11ページでございます。原種及び原原種の生産、これにつきましては、今後とも、安全で優良な種子を安定的に供給できるよう、これまで道が行っていた優良品種の原種及び原原種の生産について引き続き行うということで、その役割を明確化したいと考えています。また、民間の活力を最大限に活用するというところで、これまで主要農作物については道が、それ以外の作物については民間が行っていましたが、主要農作物につきましても、一部では、ここは単純に民間企業というよりは、JA、JAグループと認識しておりますが、新たに主要農作物についても民間事業者が生産も行う仕組みを検討してはどうかと考えてございます。具体的に想定される事例として、一部の地域でしか栽培さ

れていない品種であります、実需の方からは一定のニーズがありまして、その地域で種子生産を担うことができる品種ということで、繰り返しになりますが、JA、民間事業者での生産を想定しているところでございます。

12 ページにつきましては、ほ場審査及び生産物審査の実施についてでございます、種苗法との関連の中で、主要農作物の品質の確認は道が行う義務があるということでございますので、引き続きほ場審査及び生産物審査を道が行うことによって、その確認を担保したいなと考えてございます。

13 ページは、財政上の措置ということでございますが、国におきましては、引き続き、地方交付税措置を交付する方針となったということ。また、本年度の道の予算約1億5千6百万が措置されていることなどを記載してございますが、種子生産に関する取組を安定的に実施していくためには、財政上の措置に関する規定を載せることが必要ではないかと考えているところでございます。以上、簡単ではございましたが、説明を終わらせていただきます。

## ○柳村部会長

どうもありがとうございました。ただ今御説明を頂きました内容について、意見交換をしたいと思います。その前に、先ほどの審議会において出された意見について、簡単に説明をさせていただきます。十数名の委員がいらっしゃいますけども、それぞれから、3分程度で意見を頂きました。ただ本日先ほど説明がありました、条例の骨子案についての説明は無く、参考資料の「主要農作物の種子生産をめぐる情勢について」の説明を受けて皆さんから御意見を頂きました。

大きく意見の内容は三つほどあったと思います。一つは先ほど、条例の骨子案の中でも説明がありましたけども、知財保護についての懸念です。これを強化するような条項を条例の中に盛り込んでほしいという意見が何人かの委員の方から出されておりました。

もう一つは、種子生産に関わる情報と言いますか、認識は誤ったものも含まれていて、農業者であっても、いろいろ不正確な情報をお持ちの方がたくさんいらっしゃるの、この条例制定をきっかけに、広報活動の強化に取り組んでほしいという意見がございました。

さらにもう一つ、これは消費者協会で活動されている委員の御発言でしたけども、品種の多様性についての配慮を求める御意見がありました。これは遺伝資源として多様性を確保するというレベルではなくて、消費者が実際に購入できる農作物あるいは食品の多様性、そういう意味だと私は理解しましたけども、多様な食品あるいは農産物の選択が可能になるよう十分配慮してやっていただきたいということだろうと思います。

これは先ほどの御説明の中にありましたけども、実際に種子の生産がかなり窮屈になっていて、一部いろいろな形で整理・合理化していくべきところがあるんじゃないかと、それを受けての御発言だったと思います。

三つのことを申し上げましたけども、全体としては、従来の主要農作物の種子生産体制を維持・強化する、そしてそのために、条例の制定が必要であるということについては全員の委員がそういう御意見をお持ちでございました。そういうことですので、それを踏まえて皆様から御意見を頂きたいと思っております。

それで、各委員から御発言を頂きたいと思っておりますけども、時間が限られておりますので、お一人5分以内でお願いします。何人かの御発言をまとめて、それに対して道の方

から質問に対する回答をお願いしたいと思います。順番ですが、一応先般の審議会での議論も頭にあり、それからこの部会で少し追加の説明を頂きましたので、審議会の委員の方から最初に御発言を頂きたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。それでは堂地委員の方から御発言をお願いいたします。

### ○堂地副会長

先ほども審議会で申し上げたんですけども、一つは法律が変わるということで、正しく理解されていない部分があると思います。まずその理解が進むような方法を、生産者、それから消費者の方々にも分かっていたいただければと思います。

一つですね、質問をさせていただきたいんですけども、先ほど一部の地域で作られている品種は地域にお任せして対応していくということなんですけど、これは具体的にどういった品種があって、地域に任せるということは、保存から何からすべてをお任せするという事なのか、どの程度のことを想定されてるかということをお尋ねしたいなと思います。以上です。

### ○柳村部会長

では続きまして、小野寺さんよろしく申し上げます。

### ○小野寺委員

今日、前段の中でお話をして、このことについては、これでいいということだったんですけども、やはり条例の目的は、北海道は北海道の条例目的の文面にさせていただきたい。これは何か前の国のものと同じように、主要農作物を稲と麦類と大豆だけという書き方ではなくて、やっぱり北海道の主要農作物、豆や雑豆なんかも含めてこれらの部分をきちっと条例のなかで謳い込んでほしい。それが北海道らしい条例の作り方になっていただけないかなと思っています。そしてまた、主要農作物種子法の目的の中に、稲・大豆・大麦・はだか麦・小麦となっていますけど、はだか麦なんていうものは今実際に北海道に作っている方がおられるんですか。こういった文面はやっぱり削除をして、北海道型の目的と条例の作り方をぜひ。ここに食料の安定供給や地域経済を支える本道農業の果たす役割というふうに書いてあるわけですから、それらをきちんと作っていただくこと。それから特に畑作の中で、輪作体系の中で最も必要な馬鈴しょですけども、この馬鈴しょが年々種子が高くて、生産費に占める割合が一番高い農産物ということで、主要畑作物の中では種子が一番高いわけですね。これに対しての生産者は安い種苗をぜひ作っていただきたい。いろいろなミニチューバーの問題だとか、新たな遺伝子だとか、いろんなものを新たに取り組んで、10年もかからない種苗を作る流れというものを、ぜひ北海道の中でリードして作っていただけたらなという点ですね。

また、条例で制定する種子生産、今副会長からもあったんですけども、やっぱり民間業者が種子生産を行う、これの中にはホクレンだとか JA も民間団体として入るんですけども、こういう「民間業者」ということになる、JA だとか組合員からみるとカーギルであったりモンサントであったりという捉え方にすぐになってしまうということ。実際今そういった人たちが、いろいろな遺伝子組換え物をもって、農作業が楽になるということに対しての省力化、これはアメリカもそうですし、ヨーロッパはやってませんけれども、中国だとか、やっぱり農作業を非常に楽にできるための種子の在り方というもの

をこれから生産者の方々は強く求めてくるのではないかと、そういったことに対してですね、もっときちっとこの条例の中で、謳うことができればお願いしたいなということでもあります。以上です。

### ○柳村部会長

ホクレンの山田議員が本日欠席なんですけども、今の小野寺委員の御発言と大体同じ趣旨の文面を頂いておりますので、ここで御紹介し、その後、道の方から補足説明をお願いしたいなと思います。では読み上げさせていただきます。

「本日は欠席となりましたこととお詫び申し上げます。事前に資料を確認させていただき、恐縮ですが、書面にて意見させていただきます。主要農作物種子法の廃止により、北海道における品種育成、並びに種子生産の今後を危惧しておりましたが、条例制定の取り進めとなったことに対してまして、まずお礼申し上げます。種子法により古くから築き上げられてきた現体制は、北海道農業の持続的発展には無くてはならない仕組みとなっており、行政主導の下、現行の仕組みを今後も継続していくことが強く望まれます。加えて、北海道農業における輪作体系の重要性や産地実態に即し、主要農作物のみならず主要畑作物を含めた北海道らしい条例となることを期待いたします。現行においても原原種・原種の設置主体を除けば、優良品種の認定、種子計画の策定、種子審査などは主要畑作物でも同様に行われており、このことが安定生産、並びに輪作体系維持に不可欠なのは言うまでもありません。ぜひとも、北海道の畑作全般の持続的発展に向けた条例となることをお願い申し上げます。以上です。」

それでは、道の方から御発言をお願いします。

### ○宮田生産振興局長

どうもありがとうございます。ざっとおさらいしてみますと、堂地委員からは広報の必要性、それから後はですね、一部地域で作られているのが具体的に何か、そしてそれはどこまでなのという問い、質問ということですので、その部分についてまず、私どもの方からお答えいたします。

### ○山野寺農産振興課長

一部の地域でしか作付されていない品種で、民間にやっていただきたいというのは、具体的には大豆をイメージしています。大豆は小麦と違いまして、全道的にいろいろな品種が生産されているというか、むしろ品種によっては特定の一 JA とか特定の地域でしか作っておらず、特定のニーズ、実需に対して出しているという性格のものが多いので、そういうものについては、道で生産しているいろいろな技術的なノウハウなどを提供したり、審査については道が引き続きやっていくということで、そこは主に JA を想定して、民間事業者の JA を想定しているんですが、JA と相談しながら順次拡げていきたいな、進めていきたいなと考えているところでございます。保管の方につきましても、JA は素晴らしい施設を持っている JA もありますので、そういう所で種子の保管ができる体制があるのであれば、そこはお願いするなど、いろいろなケースによって、いろいろと協議させていただきながら進めていければなと考えているところでございます。

### ○宮田生産振興局長

続きまして、小野寺委員と書面で山田委員の方からほぼ共通の、今回せつかく条例を制定するのであれば、目的のところでは北海道は北海道らしく、そのときに対象品目のお話が共通していたのかな。先ほど小野寺委員からも雑豆も含めてというようなこと、それから山田委員からは主要畑作物も含めた、具体的に主要畑作物は雑豆、小豆、いんげん、それからそばという部分になってきますけれども、今回あくまで骨子案ということで整理させていただいております、その中で、今回は、役割分担等がファジーになった稲・麦・大豆を想定して、まずは整理させていただきましたが、今御意見頂きまして、そこも踏まえ、引き続き関係の方からも御意見伺いながら、検討してまいりたいと思いますので、また御相談させていただきます。

それから小野寺委員の方から民間事業者とは、JA とかにすると、カーギル・モンサント、具体的にもっと言うと、遺伝子組換えが入ってくるんじゃないかという懸念という部分の話がありましたが、その部分については、今中身はこれから練っていきますけれども、先ほどこの資料の中で御説明させていただいた中で、まず、優良品種を選定するに当たっては、先ほど資料の 8 ページになりますけれども、毎年 1 月の下旬頃に有識者会議という、要領で設定した会議の中で論議いただいているんですけども、今回条例ということで、民間事業者を含む新たな開発品種についても、公平性だとか多様な見地からの意見ということで、仮称ですけども、優良品種の認定審議会ということで位置付けながら増やすべきもの、そうすべきじゃないものをしっかりと論議して決めていきたいというのが第一と思っています。それからもう一つが、GM、遺伝子組換えという部分につきましては、御案内のとおりですけども、北海道 GM 条例、遺伝子組換えの条例を制定していきまして、一般栽培については、許可制になっているものですから、そこは今後ともしっかりと厳密に執行していくことによって、生産現場にそういったものがまん延しないようにしたいと考えているところです。

## ○山野寺農産振興課長

後は、馬鈴しょの話が出まして、馬鈴しょの生産コストを低減していくため、関係機関いろいろと、馬鈴しょの種子を生産する協議会もございますので、いろいろと問題の提起などをやっていきたいなと考えてございます。馬鈴しょの方は先ほども説明させていただきましたが、原原種は国の機関から始まって、植防法があったり、また道の方では、馬鈴しょの生産・販売に関する条例というものも作って、そういう体系の中でやっておりますので、その体系の中で、様々な議論をしながら、低コストの波及、馬鈴しょの種子生産をしていく必要があるなと考えてございます。以上です。

## ○柳村部会長

引き続き委員の御発言をお願いしたいと思います。吉村委員お願いします。

## ○吉村委員

先ほどからいろんな話を聞いて頭が混乱してきて、種子法と種苗法の区別もよく分からないままいろいろ発言させていただきました。私がちょっと心配しているのは、先ほど皆さんが言っていた知的財産の保護のところと、それから、優良品種を決めるときにどういうことで決めているのかというのが、あまり生産者の方に知らされていないんじゃないかということをお願いしたいと思います。先ほど、小野寺さんがおっしゃったように、

農業現場は大型化になって、効率化になって、すべてのものを経済で計っていて、皆さんそういうふう動いているんですけども、実際に種子の部分については、その種子から生産される作物が果たして道民の皆様が求めているものかどうかという審査が、どこかでなされていないと暴走するというか、求められていないものを作ってる生産者ということになってしまっは困るなと思っ。その作られるもの、優良品種と決められるものについては、食べる側、私たち女性ですとか、消費者の方にも入ってもらっ審査をしてもらっということも、考えてもらったらいいんじゃないかと思っました。

#### ○柳村部会長

それじゃあ、川端委員よろしくお願ひします。

#### ○川端委員

私も吉村委員と同じなんですけども、この中で消費者目線っていうのが無くて、どういっのを優良品種と選んだときに、誰が最終的に使うのか、という目線があまり入っいないなと思っました。すごい良いものができるとしても消費者が求めていないものであれば、結局は売れないものになってしまうので、その辺をしっかり誘導というか、新体制へ埋め込むですとか。やはり道外からきたお客様も、北海道の農産物、例えば今の時期でしたらトウキビですとか、これからはおいもでしたり、春だったらアスパラとか、そういうものに本当に目が無いくらい、飛びつくんですよね。その辺を何か北海道らしさを謳える唯一の機会なので、その辺は何らかの形で条例に盛り込んでもらえたらなと思っました。以上です。

#### ○柳村部会長

じゃあ、二人は共通している内容ですので、ここでお答えいただきます。

#### ○宮田生産振興局長

吉村委員から知的財産の保護、それから優良品種の決め方について。そこと共通して川端委員の方から消費者目線、求められるものということ、この中で北海道らしさとしても明らかにしてほしいなということでした。それでは前段の会議の中でも知的財産の保護のこともございましたけども、ここについては農研本部の竹内本部長に来ていただけてますので、少しお話を頂き、優良品種の決め方については、農産振興課の小谷主幹の方から失礼いたします。

#### ○竹内本部長

知的財産の保護については、今日配られているペーパーの9ページのところにまとめてありますけども、知的財産、品種の場合は育成者権になるわけですけど、それについては種苗法の中で謳われているということで、これは国のルールです。その下の青いところになりますけども、我々道総研の中では、場合って書いてありますけど、道総研の場合は内部ルールとして優良品種等を含むすべての遺伝資源について、外部の提供については不適切な流出がないように、要領をつけて、これについてしっかり確認できない相手には一切出さないということで管理しています。

## ○小谷主幹

ここから、先ほど質問ありました優良品種の決め方に関してなんですけども、7ページの資料お開きいただければと思います。右側にある優良な品種の認定の流れですが、国の方から奨励品種決定調査ということで、現地の試験等々、栽培がうまくいくかということなどを調べまして、農業試験会議があって、現行北海道農作物優良品種認定有識者会議がございまして、こちらの方で優良品種についてはどうかということをお審議していただくんですけども、この選んでいただく、検討していただくメンバーの方々というのは、大学の関係者の方ですとか、流通の関係者の方だけじゃなくて、消費者の代表の方ですとか、それから生産者代表の方等々にも入っていただいて、いろんな方の意見をお伺いしながら、まさに決めていくということもございまして、それから、実際にここに入ってくるまでにはメーカー、例えば製粉業者さんですとか、そういうメーカーさんの御意見等々を十分伺った上でここにあげてくるということでもありますので、いろんな意見が反映されるように運営しているところでございまして、それを8ページのほうで最終的に条例の中にさらに審議会ということで、一つ上の格付けにして、今後運用していきたいというところでございまして。

## ○竹内本部長

ちょっと今の件について少し補足させていただきます。今説明のあったところは、優良品種に認定される流れのところを説明していただきましたけれども、委員から指摘にあった、いわゆる消費者目線、その点については農業試験場の方では、当然売れるものを買ってもらえるものを作らないと農業という産業が成り立たない訳ですから。大体品種というのは開発されるのに10年かかります。10年かかって、最後の最後に消費者に食べてもらったり評価してもらって、「これはだめです」というのは本当に不毛ですので、実はここに至る前に、どういうものが消費者に受け入れられるのかということをお研究します。場合によっては外部の大学とかと連携しながら。ある一定の消費者に受け入れられる特性をしっかりとつかんで、そういった特性を持ったものを選んで品種改良をするというふうな。最後は、作ったものをすぐ消費者が消費するわけではなくて、いわゆる実需ですね、先ほどお話しがありました、製粉業者だったり、大豆であれば豆腐や納豆の業者さんだったり、そういう方に実際評価してもらって、これだったら十分消費者の方に受け入れられて、十分販売できるというものだけが品種になります。ですから、農業特性・生産性はすごく良いんだけど、実需としてはこれじゃあちょっと今の品種でビジネスはできないぞと言われて消えていった品種も実際あります。いくら生産性や農業特性が良くても売れないものは作れないということで、そういうことになっています。ですので、今日はこういう流れしか説明できませんけども、消費者目線、要するに買う人の目線というのは、今の品種改良に非常に重要だと考えています。

## ○柳村部会長

それでは今度は特別委員の御発言をお願いしたいと思います。では最初に貴島委員よろしくお願ひします。

## ○貴島委員

種子法の非常に大事な部分は、恐らく民間がどういうふうにして種子生産に関わる道

を作るかということだと思えます。民間という意味では、この案のとおりにも、ホクレンやJAが参入するということで、民間の関与が謳われている訳ですけども、今までやってきたホクレンやJAの関与を続けるというのは、それはそれでいいと思うんですけども、他の組織が参入することはできないのか、あるいはそういうのを参入させる仕組みというのができないのか。どこかにそういう審査をするような、場面を設けても良いのではないかと若干感じるどころがあります。

他の前の委員もおっしゃってましたけども、やはり稲・麦・大豆以外にもいろんな北海道の特徴的な作物があるわけですから、それもある程度条例に含めると、非常に幅を持った条例ができるんじゃないかなって気がします。もう一つ、この会は、道が主催している訳ですけども、道の中には大きな国の研究機関もあるわけで、その関与がどこにも無いというのが、ちょっと何となくいろんな意味でどうなのかなと。多少は介在できる部分を作ったほうがいいのではないかなと、この骨子案を見て感じています。

それから知財関係で、それをしっかり保護するという事なんですけど、今やゲノムの配列をすべて読むというのは高くても40~50万あれば、一つの品種が完全に塩基配列を解読することができます。そういうふうなしっかりしたゲノム情報をタグ付けすることができれば、ある程度流出したものに対して、これは北海道でできたものだということで強く主張することができると思いますので、以前はものすごく高かったんですけども、今や50万以下で一つのゲノムは完全に読むことができますから、そういう方法を使って保護することもできると思います。以上です。

#### ○柳村部会長

どうでしょうかね。特別委員の御発言については一つ一つ道からの御回答をさせていただいた方がいいですかね。

#### ○宮田生産振興局長

はい、ありがとうございます。まず、一点目は民間、他の組織が入る仕組み、そういう場面があってもいいんじゃないだろうかという部分、それから二点目は、さっき小野寺委員、山田委員と重複します、御同様かと思うんですけど、北海道の特徴的な作物を含めたらいいんじゃないだろうか。それから三つ目として、具体的には国の北農研センターとかを想定しているのかなと思いますけども、その辺の対応の部分。四つ目が知財保護の部分で、ゲノムの塩基配列できちっと管理して後で対抗できるような方策というのもあるよと。大きくこの四つかなと理解いたしました。そうした中で、まず、他の組織が入れる仕組みの部分。

#### ○山野寺農産振興課長

JA以外の他の組織という意味合いだと思うんですけども、まずそういう、原種・原原種を作りたいというところがございましたら、相談いただきまして、JA以外を排除している訳ではないので、そこはどのくらい生産する能力があって、今我々がもっている技術をどこまで提供できるか、みたいなお話をさせてもらった後に、決まっていくのかなと。ただ、なかなか北海道もこれだけ税金を投じて種子生産をしているので、ホクレンはなかなか厳しいという中やっていたらという情報を聞きますので、そういったところは本当にコマーシャルベースで入ってこれるのかなという疑問も持ちながら。ち



よつと話を戻しますけれども、そういうところがあればまた、相談に乗りながら進めていくようなシステム、やり方、運用の仕方を考えていきたいなと思います。

### ○宮田生産振興局長

貴島先生御案内のとおりなんですけども、先ほど参考資料の方で、縦長の参考資料の方の6ページの中段になるんですけども、これまで道では、ホクレンは水稻ほしまるの開発、小麦の春よ恋、純民間としてサッポロビールの大麦なんですけども、札育2号というのも民間開発品種として優良品種に認定してやっているというところもありますので、この部分については引き続き、そしてそうした方々の入れる余地というのは、どういう表現ができるのかというのはありますけども、念頭にしっかりきちんとありますので、そこを整理していきたいと思っています。

それから、特徴的な作物というところ、小野寺委員からは雑豆とお話がありました。そこも含めて山田委員からは主要畑作物という話がありました。そこなのかなと思います。そこについては、今、先ほどと回答と重複しますが、今あくまで主要農作物ということで整理をさせていただきましたが、今あった複数の方から同様の御意見ありましたので、そこを踏まえまして検討して、また次回だとかに答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### ○小谷主幹

北農研センターですね。国の方の機関との連携なんですけども、7ページ目、先ほど説明させていただいた優良品種の認定のところの右の流れ図の上から2つ目「北海道農業試験会議」というところ。ここで何を優良品種にして候補として挙げるかということを決めていく会議なんですけども、ここは北海道、道総研等々。それからこの中には北農研センターも入ってですね、いろいろと協議をしながら挙げていくということになってございます。

それからもう一つ。種の生産に関して、種子協議会という大きな組織体もあるんですけど、その中でも北農研センターに入っていて、情報交換をしながら連携をとってやっておりますので、引き続きそれを続けていきたいと考えてございます。

### ○竹内本部長

貴島先生がおっしゃっていた識別ですね、いわゆる品種判別ですね。それについては手法としては当然我々も承知しています。ここで言っているのは、制度の話だということですので、結局、手法があってもそれを活かす制度がなかったら何もできないということで道から説明があったと思いますので、そういう制度があって、北海道に不利益が被るようなことであれば、先生がおっしゃったことような手法はいろいろやれると思いますし、かつては、いわゆる品種判別技術で中国からの一部豆の輸入を止めたという実例もありますので、そういうことは技術として持っていますので、必要に迫られた場合はどんどん活用していきたいと思っています。そういう事態にならないことを願っております。

### ○堂地副会長

道は実際データベースも構築しているということ、ストックをされているというこ

とですか。

### ○竹内本部長

そういう案件が起こらない段階ですべてやるというのは非常にコストもかかりますし、我々研究側の負担になりますので、そういう案件が起きたときには十分やれるということで、すべてのDNAの情報を持っている、そういうわけではないです。

### ○柳村部会長

では引き続いて今井委員御発言よろしくをお願いします。

### ○今井委員

私どもは商人系の集荷業者で、皆さん御承知なのは、生産者、JA、ホクレンという形で系統的に米・麦、大豆が流れております。私どもは商人系ですので、生産者、各地域市町村に全部ではございませんが集荷業者がおり、上部団体が北海道農産物集荷協同組合で、私どもの上部団体はホクレンで言いますと全農になります、全国主食集荷協同組合連合会がございます。そういった流れで私どもも委託生産者には種子を供給していかなければならず、この主要農作物種子法の部分で、道の条例で制定されるということについては、先ほど小野寺さんと山田委員さんから御説明あったとおり、条例で制定していただくのは非常にありがたいと思っております。

一つ懸念している部分は、私ども集荷業者の中には、雑豆、小豆、いんげん、さらにそばも扱っておりますので、同じ意見になりますが、そういった部分もぜひ条例の中に含めていただきたいと思いますと思っております。また皆さんの意見の中で、原種、原原種を含め採種もですが、なかなかこういったことで北集全部やってくれよとなりますと、私どもは米の集荷で全道2%あるかないか、麦ですと5%くらいで、そういった中で絶対的な経費、ホクレンも結構経費がかかっていると思うんですね。私どもは小規模で私どもの生産者の分までやるとなると、なかなか非常に難しいと思っております。是非そういったものについては、今までどおりの流れでお願いしたいと思います。ただ採種では私どもの二集荷業者が大豆と麦について作っていることは御承知かなと思っております。同じ話になってしまいますが、ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

### ○柳村部会長

道から何か御発言ございますか。

### ○宮田生産振興局長

改めて同じ意見をお持ちかと。具体的に今井委員の方から雑豆、そばなど、いわゆる主要畑作物について御意見伺いましたので、検討させていただきたいと思っております。

### ○柳村部会長

それでは、大西委員、お願いいたします。

### ○大西委員

それでは意見というか、発表させていただきたいと思っております。今もいろいろ皆さんの

お話を伺っておりまして、しっかりと 30 年度については予算付けしていただいたということで、私どもも生産者とか J A の方々とお話させていただく機会が多いわけですが、そういう中でも 30 年は一安心だと。ただ、これからどうなるんだという話があった中で、今回のように 31 年度以降もこのように条例化してやっていただけるのは、本当に非常にありがたいことだなと思っております。

そういう中で、今まで皆さんからも意見が出ておりましたけれども、やはりせっかく条例ということで作っていただけるのであれば、北海道らしい中身にしていきたいというのが私からも改めてお願い申し上げたいところでございます。

それから、知財保護の関係につきましても出ておりましたけれども、資料の何ページかにフレームが出されておりましたけれども、この辺の知財保護の観点からいきますと、大きな世界的な観点から、先ほど名前が出ておりましたけれども、モンサント社、バイエル社、カーギル社などは、アメリカでのロビー活動においては非常に影響力を持っているということでございますので、どういう手を使ってくるかわからないと心配している方もいらっしゃいました。例えば、アメリカの在日商工会議所というのが日本にあって、非常にいろいろな圧力をかけていると。例えば、今回の T P P などの下地になっているものも何年も前から投げかけているのではないかという話を聞いている中で、知財保護に対する懸念というのは非常に大きなものがあるのだろうなと思いますので、先ほどのようなアメリカの商工会議所辺りが何か言ってきてもビクともしないような中身としてやっていただければ安心できるかなと私も思いました。

それから、審議会の大きなまとめで出た、三番目の品種の多様性の確保を図ることが良いのではないかとのことでしたけれども、確かにいろいろなニーズに応じてものを作っていくということは、ある意味そういうふうにしていかなければならないと思うのですが、全部の種子を生産して毎年毎年農産物を作っていく、あるいは品種改良をしていくというのは大変なことだと思います。この間の新聞かニュースで、今まで認められていた自家増殖、自家採種が全面禁止になるという流れがあるということだったんですけれども、やはり、そのような品種の多様性を確保するのであれば、自家採種を取り込んだような仕組みというものに対応して行くのが良いのではないかなという感想を持ちました。

後は皆さんとほとんど同じようなことを思っておりますので、どうか、先ほども申し上げましたけれども、北海道らしい、良い条例となるようなものを作成していただきたいなと思いますので、改めてお願いしまして私の発言とさせていただきます。

## ○宮田生産振興局長

ありがとうございます。今、皆さんから意見を頂いたときに、「北海道らしい中身」と複数の方から御意見がありまして、僕の受け止めとすれば、北海道らしい中身、具体的には二つあったのではないかなと。

一つは対象品目を主要畑作物も、というところと、川端委員からは消費者目線の北海道らしさ。具体的にはその二つをどう表現できるのかというのは、今日はあくまでスケルトンなんですけれども、このあと素案、それから案に向かって肉をつけていくときに、どう入れ込めるのかというのは考えていきたいと思っておりますので、相談をさせていただければと思います。

それから、大西委員の方から多様性のところで、自家種の話がありましたので、そこ

についてお話をさせていただきます。

### ○山野寺農産振興課長

自家採種につきましては、先ほど一部報道で全面禁止になるんじゃないかみたいな話があり、心配されていると。その報道を受けまして、私どもも気になっておりましたので、農林水産省の知的財産課の方に確認いたしましたところ、農水省からのコメントとしては、今そのような方向で動いているということはない、ということで返事を頂いております。

今の法律の体系上どうなっているのかということをお説明させていただきますが、自家採種、今の種苗法上自家採種については、OK、マル、いいですよということで、容認されております。例えば米農家が自分のところで足踏みして、そして自分のところで使う、他の人に渡してはダメですが、自分のところで使う分についてはOKですよ、ということになっています。例外的に、花、草などの栄養体増殖のものについてはダメですよということで、例外規定として自家採種がダメというのが日本の種苗法の取扱いとなっています。それが年々拡大しているのが事実なのですが、農水省の方に確認したところ、拡大するときには農家の方々にきちんとアンケート調査をした上で、パブリックコメント、皆さんに御意見を聞く、そして支障があるかないかを聞いた上で拡大していく、そういう支障のあるようなものについてはきちんと議論の上、拡大していく。今のところ、種苗法上、そのような扱いになっているという認識を持って今後どうするか、様々な人の意見を聞きながら考えるべきかなとそのように思っております。

### ○柳村部会長

それでは、よろしいですね。大西委員もそのようなことでよろしいですか。

### ○大西委員

はい、誤解しておりました。

### ○柳村部会長

それでは、みなさまから御意見頂きましたけれども、何か追加で発言したいという方、いらっしゃいますか。

### ○小野寺委員

ちょっと一つよろしいですか。先生にちょっと聞きたいのですけれども、育種をしている育種者、種苗法で新しい品種を作った人をしっかりと保護するというか、その人にパテント料が入るようなシステムというのはどのくらいできているのでしょうか。お金のかかることを全て国任せ、道任せにやるとか、我々ホクレンもそうですけれども、新品种の開発や実験農場にはすごく経費がかかっているわけです。育種した人達、品種を作った人達にもっとお金の入るものにしていかないと、もっともっと競争して、そして儲かるものだったらどんどん科学者の人達が目をつけて、大学の育種学をやっている若い人達がどんどんそういう部門に入って来てくれるようなシステムが種苗法の中に入っているのかということをお聞きしたいと思います。

## ○竹内本部長

知財のいわゆる許諾料、実施料についてですね、育成者権に対する見返りと申しますか、それにつきましては、道総研のルールで決められております。当然、かつては道のルールでしたが、今は道総研のルールで決められてまして、種子の販売に対してある一定割合、今は0.5%ですね、それが道総研の知財収入として入りまして、そのうちの幾ばくかが育成者本人にも渡されるようになっていきます。

実は、0.5%というのは非常に低いんです。これは元々国策として我が国の農業にとって非常に重要な作物の育成者権に関しては、基本的に税金で面倒を見るという考え方があって、非常に低く抑えられているのです。これは当然実施料が高くなれば農家の人を買う種も多少なりとも高くなります。そのようなことはなるべくしないようにしよう、ということをやっています。先ほど、農産振興課からも説明がありましたけれども、更に原種等生産事業費から1億5千万円ほどの予算を出して、今の種子生産が成り立っているということなので、民間が参入したとしたら、かなり種を高くしないとビジネスとして成り立たないわけでありまして。

我々道総研としては、より良い品種を出すためには、例えば種子の実施の許諾料を多少なりとも上げて研究に活かしたいという意向もあるわけですが、やはり生産者を圧迫することはなかなかできないということで、今もかなり低い率でやっているのが実態です。実態の説明としては以上です。

## ○柳村部会長

それでは皆様から御意見・御質問を頂きました。今日、皆様の御意見、道からの回答を聞きながら随分勉強させていただき、この問題について今日一日で随分知識が増えたように思います。このテーマについてはまだまだ情報が行き渡っていないのが実状でしょう。恐らく生産者の方もそうだろうと思いますので、是非、条例の制定を機に、正確な情報が伝わるよう、道にも力を入れていっていただきたいと思います。

今日の部会は第一弾で、皆様の御意見を伺うということを目的にしておりましたので、この議題についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、次の議題、その他ということでございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

## ○山根主幹

特にございません。

## ○柳村部会長

それでは、これで本日の議題が全て終了しましたが、全体を通して皆様から何かございますでしょうか。無いようですので、これをもって進行を事務局にお返しいたします。

## ○山根主幹

ありがとうございました。以上を持ちまして、予定しておりました議事は全て終了いたしました。御出席の皆様、大変ありがとうございました。最後に農政部長から一言御礼申し上げます。

## ○梶田農政部長

限られた時間ではございますが、委員の皆様には様々な貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。私どもも正直申し上げまして、条例の議論は今日から始まったと受け取っております。審議会、それから部会のそれぞれのお立場の方から、こう考えてはどうか、こういうことは考えられないのかというような御意見を伺いましたので、私どももそれを受け止めまして、色々な部分で検討をさらに進めて参りたいと思っております。いずれにいたしましても、部会長からお話ございましたとおり、農業王国北海道において種とはなんぞや、というところを多くの道民の皆さん、関係の皆さんの関心が高まっているというのは、私どもにとってもこれからの様々な取組に当たってもプラスに働く、あるいはプラスに働かせる必要があると考えてございますので、こういった議論を公開しながら、あるいは様々な情報も強く発信しながら、北海道の農業と農産物に関心を持っていただいて、そのプロセスの重要性を理解いただけるようにしていきたいなと思っております。

また、部会は後2回ほど予定してございます。申し訳ございませんが、また御出席いただきまして御意見等いただければと思います。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

## ○山根主幹

これを持ちまして、平成30年度第1回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。